

2025年4月3日

米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて
経済産業省に「米国関税対策本部」を設置するとともに、
短期の対応として、特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施します

【2025年4月4日更新】本文及び別紙1に日本貿易保険(NEXI)へのお問い合わせ先を追記しました。

経済産業省は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて、短期の対応として、本日、全国の関係機関での特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施します。

自動車産業は、国内出荷額の2割を占める我が国産業の大黒柱であり、部品メーカーも含めた広範なサプライチェーンを有しています。経済産業省としては、関税措置による国内産業への影響を十分に精査し、必要な支援に万全を期します。

本日、関税措置の対象からの除外を求める対米交渉を進めるとともに、関税措置から我が国の産業・雇用を守り抜くため、影響を評価するとともに、必要となる国内対策を速やかに実行に移すため、「米国関税対策本部」を経済産業省に設置します。

また本日、自動車に対する追加関税措置が実際に発効したこと、また日本から輸出する広範囲の品目に追加関税を課す相互関税が発表されたことを受け、短期の対応として、具体的な支援策を以下のとおり実施します。

1. 特別相談窓口の設置

本日、各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、自動車部品メーカー等、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける窓口として、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を設置します。(窓口一覧については別紙1参照。)

2. セーフティネット貸付の要件緩和

本日、日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を、米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者にまで拡大します。

3. 官民金融機関への相談呼びかけ

金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請します。(別紙

2参照。)

4. 日本貿易保険(NEXI)による資金調達等の支援

日本貿易保険(NEXI)は、輸入関税措置により影響を受ける、北米等で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、運転資金の調達を支援します。また、関税措置に起因した損失を、輸出保険のカバー対象にします。別途詳細を決定次第、NEXI から発表予定です。

NEXI によるリリースは[こちら](#)

関連資料

- 米国の自動車関税発効等を受けた短期の支援策
- (別紙 1)米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口(PDF 形式:593KB)PDF ファイル
- (別紙 2)要請文(米国自動車関税措置等に伴う影響を踏まえた金融上の対応等について)(PDF 形式:115KB)PDF ファイル

(本発表資料のお問合せ先)

「米国関税対策本部」及び1. 特別相談窓口の設置について

製造産業局総務課長 稲邑

担当者: 河野、林

製造産業局自動車課長 伊藤

担当者: 佐野、是安、和田

電話:03-3501-1511(内線 3641)

メール:bzl-jidoshakanzei-toiwase★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

中小企業庁経営安定対策室長 太刀川

担当者: 矢野、金山

電話:03-3501-1511(内線 5251)

メール:bzl-keieiantei-toiwase★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

2. セーフティネット貸付の要件緩和、3. 官民金融機関への相談呼びかけについて

中小企業庁金融課長 野澤

担当者: 来島、山本、佐藤

電話:03-3501-1511(内線 5271~5)

メール:bzl-contact-finance★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

4. NEXIによる資金調達等の支援について

通商政策局通商金融課長 加来

担当者: 福本、吉田、長澤

電話:03-3501-1511(内線 3191)

メール:bzl-ne-tukinka-koho★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

米国の自動車関税発効等を受けた 短期の支援策

2025年4月3日

経済産業省

自動車等に対する米国の追加関税措置への対応（短期）

①相談窓口の設置

- 各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）。

②資金繰り・資金調達支援

- 関税影響を受けた中小企業のセーフティネット貸付の利用要件の緩和。
- 官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請。
- NEXIを通じた海外子会社への融資に対する保険の付与。
- 関税措置に起因した損失を、NEXI輸出保険のカバー対象に。

③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

- 地域の中堅・中小自動車部品サプライヤーに対して経営アドバイスや施策紹介等を行う「ミカタプロジェクト」や、設備投資等に対する支援策（ものづくり補助金、新事業進出補助金の優先採択）の展開。
- サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請。

①相談窓口の設置

- これまでのJETROに加え、政府系金融機関、商工団体、中小機構の各地域本部、各地の経済産業局など、**全国約1,000力所に相談窓口を設置**。
- 中小企業・小規模事業の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。

＜特別相談窓口の設置機関・設置数＞

設置機関	設置数
地方経済産業局	9
日本政策金融公庫	219
沖縄振興開発金融公庫	5
商工中金	102
信用保証協会	51
商工会議所	515
商工会連合会	47
中小企業団体中央会	47
よろず支援拠点	47
全国商店街振興組合連合会	1
中小企業基盤整備機構	10
日本貿易保険（NEXI）	2
合計	1,055

＜各地方局の窓口課＞

地域	主な窓口課
北海道局	総務企画部 国際課
東北局	地域経済部 製造産業課
関東局	産業部 製造産業課
中部局	産業部 産業振興課
近畿局	産業部 製造産業課
中国局	地域経済部 地域経済課
四国局	地域経済部 製造産業・情報政策課
九州局	地域経済部 製造産業課
沖縄事務局	経済産業部 地域経済課

②資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

セーフティネット貸付の要件緩和

- 日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大。
- 「売上高前年同期比5%以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

官民金融機関への相談呼びかけ

- 金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請。

②資金繰り・資金調達支援 ー資金繰り支援

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

対象者

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

対象要件

- 最近3ヶ月の売上が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等
→**特別相談窓口が設置された事象**による影響を受けた場合、**数値要件を満たさず**とも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

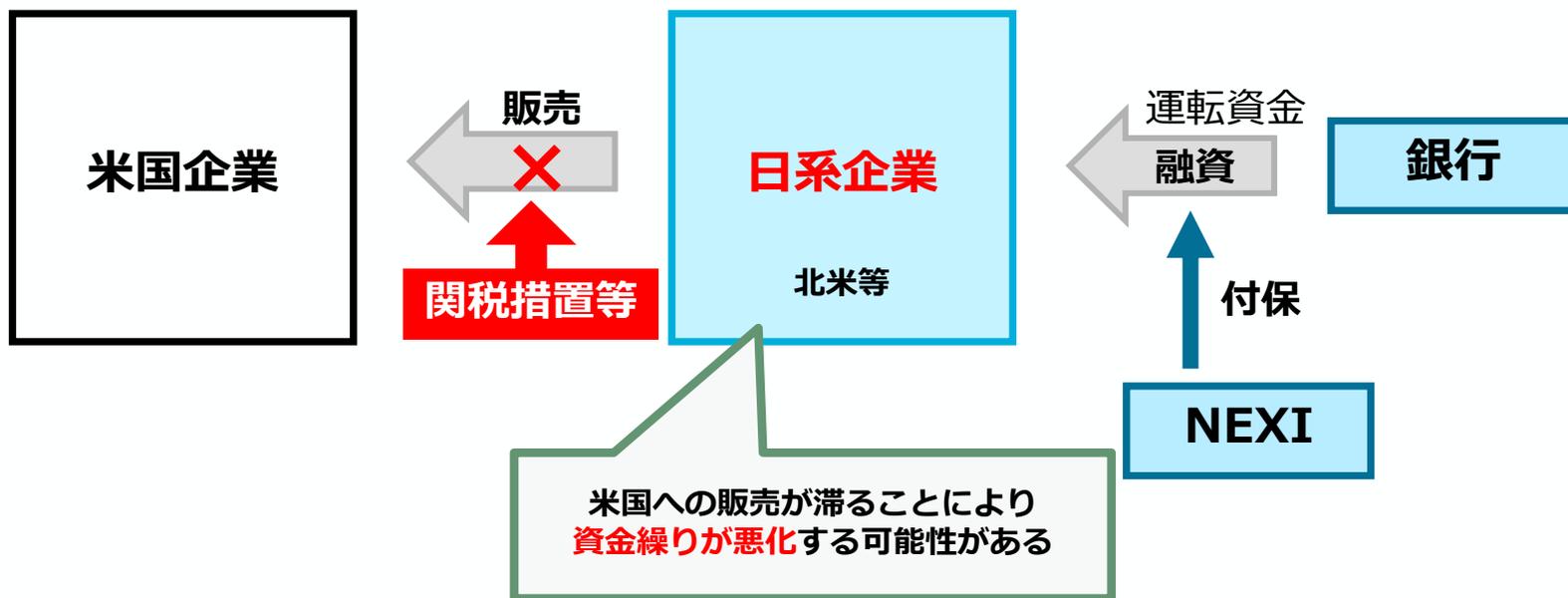
制度内容

- 対象資金 設備資金及び運転資金
- 貸付限度額 中小企業事業：7億2,000万円
国民生活事業：4,800万円
- 貸付期間 設備資金15年以内、運転資金8年以内
- 据置期間 3年以内
- 貸付利率 基準利率（中小企業事業：2.05%、国民生活事業：2.70%）〈令和7年4月現在〉
(※) 貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる

② 資金繰り・資金調達支援

一 資金調達支援

- 自動車サプライチェーンをはじめとする日本企業海外子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本貿易保険（NEXI）の融資保険を通じて日本企業の資金調達を支援。

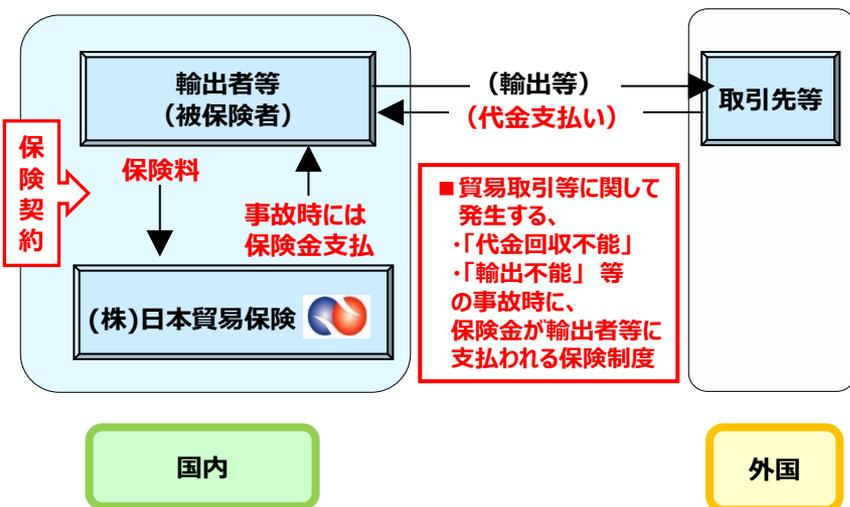


② 資金繰り・資金調達支援 － 資金調達支援

- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクをカバーするもの。株式会社**日本貿易保険（NEXI）**が提供。
- 保険金支払事由は、戦争・テロ、経済制裁等が対象となる一方で、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由とならないところ、今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする。

※関税措置決定前に有効な保険契約が対象。

<貿易保険のスキーム>



<米国関税措置に関して保険金が支払われ得ると想定される事例>

【ケース1】代金回収不能

- 米国企業により輸出契約がキャンセルされ、代金回収が不能となった。
- ⇒ 回収不能となった損失について保険金を支払い。



【ケース2】輸送費用(滞船料等)の増加

- 船積み後、関税適用除外の承認が下りるまでの間、現地の港にて滞船することになり、追加的な輸送費用（滞船料等）が発生。
- ⇒ 増加費用事故として追加費用部分の損失について保険金を支払い。



③ 中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

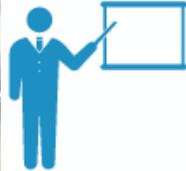
- 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。
- 「ものづくり補助金」（補助上限額最大4000万円、補助率1/2又は2/3）や、「新事業進出補助金」（補助上限額最大9000万円、補助率1/2）について、影響を受けた事業者が出てきた場合には、優先的に採択。

「ミカタプロジェクト」（経産省予算事業：令和7年度当初6.2億円）

全国各地の支援拠点（県産業振興機構や中小機構）による伴走支援



セミナー・実地研修



窓口相談対応



専門家派遣

ステップアップ

新事業進出等
に向けた
設備導入等への補助



新事業進出等への補助により、
設備投資等を支援

例) 新事業進出補助金1,500億円
(既存基金の活用)
生産性革命推進事業3,400億円
(R6補正) 等

相談

中堅・中小自動車部品サプライヤー



例：エンジン部品の製造



例：EV関連部品、
電動車向け軽量部品の製造

攻めの業態転換・
事業再構築を実現

